

朝倉市復興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、平成29年7月九州北部豪雨からの復旧・復興（以下「災害復旧・復興」という。）を目的に、朝倉市復興計画（以下「復興計画」という。）を策定するものとし、市民の意見や有識者等の幅広い考えを取り入れた復興計画を早期に策定し、復旧・復興施策を総合的かつ円滑に推進していくため、朝倉市復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市の災害復旧・復興に関し広く提言するとともに、復興計画の策定に関する必要な事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織し、市民及び災害復旧・復興に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から復興計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第6条 第3条に規定する委員のほか、委員会及び第8条の部会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、災害復旧・復興に関し識見を有する者とする。

3 アドバイザーは、専門的見地から災害復旧・復興に関する助言等を行うものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明及び意見を聴取し、並びに資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会の協議をより専門的に行うとともに、委員会の円滑な運営に資するた

め、委員会に「すまいと暮らしの再建部会」、「安全な地域づくり部会」及び「産業・経済復興部会」の3部会を置く。

- 2 部会は、委員長が指名する委員及び市民又は災害復旧・復興に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱するものをもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、委員長がこれを指名する。
- 4 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、説明及び意見を聴取し、並びに資料の提出を求めることができる。

(委員会及び部会の公開)

第9条 委員会及び部会は、公開を原則とする。

- 2 公開の手続きに関し必要な事項について協議を要するときは、委員長又は部会長が委員会又は部会に諮って定める。

(庶務)

第10条 委員会及び部会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。